

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第１０条の５第１項の規定により半田市森林整備計画を樹立するため、同法第１０条の５第７項において準用する同法第６条第１項の規定により半田市森林整備計画書の案を次のように公衆の縦覧に供する。

なお、半田市森林整備計画書の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、半田市長に対し、意見書を提出することができる。

令和８年３月５日

半田市長 久 世 孝 宏

１． 森林計画区の名称

半田市森林整備計画

２． 縦覧場所

半田市役所市民経済部産業課

半田市東洋町二丁目１番地

３． 縦覧期間

自 令和８年３月 ５日（木）

至 令和８年３月３１日（火）

毎週月曜日から金曜日まで 午前９時００分から午後４時００分まで

なお、水曜日は、午後７時００分まで

ただし、土・日曜日と祝日は除く